## ○茨城県立医療大学カリキュラム部会規程

(目的)

第1条 医療制度や保健医療福祉現場のニーズに対応した人材育成を実現するためのカリキュラムの策定や、カリキュラムの円滑な運用を図るため、茨城県立医療大学学務委員会規程第7条に基づき、茨城県立医療大学カリキュラム部会(以下「部会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項について以下のとおり定める。

(組織)

- 第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 各学科及び各センターから推薦された教員各1名
- (2) 教学マネジメントセンター長
- (3) 教務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第1号及び第4号の部会員は、学長が任命する。

(審議事項)

- 第3条 部会は、学務委員会の求めに応じて、次の各号に係る事項について審議する。
- (1) カリキュラムの策定及び運用に関すること
- (2) アクティブラーニングの充実強化に関すること
- (3) 地域包括ケア教育の導入に関すること
- (4) 自校教育の推進に関すること
- (5) 時間割の調整、編成及び周知に関すること
- (6) 授業の実施方法に関すること
- (7) その他カリキュラムの策定や運用に必要な事項

(任期)

第4条 第2条第1項第1号及び第4号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに部会員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会には部会長を置く。部会長は、学長が指名する。

(会議)

- 第6条 部会長は、部会を招集し、その議長になる。
- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は 意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。